

令和3年5月25日

教育委員会第5回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第5回定例会記録

◇開会年月日 令和3年5月25日（火曜日） 午後 3時30分開会

午後 4時47分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	宍 戸 健 悦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 由 美 君	事 務 局 次 長	石 井 透 公 君
参 事 兼 学 校 安 全 推 進 課 長	高 城 英 樹 君	教 育 総 務 課 長	今 野 良 司 君
学 校 教 育 課 長	山 内 芳 明 君	学 校 管 理 課 長	大 山 健 一 君
生 涯 学 習 課 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	阿 部 洋 君
牡 鹿 公 民 館 長	鹿 野 忠 一 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	阿 部 潤 君	教 育 総 務 課 幹 事	庄 子 奈 穂 君
教 育 総 務 課 長	大 内 重 義 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

- ・令和3年度教育費に係る補正予算要求（6月補正）について
- ・石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金の廃止について
- ・石巻市牡鹿公民館の所在地等の変更について

報告事項

報告第6号 専決処分の報告について ※追加議案

専決第11号 石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令 ※追加議案

報告第7号 石巻市教育委員会教育長職務代理者の指名について ※追加議案

審議事項

第18号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

第19号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

第20号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について

その他

午後 3時30分開会

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただいまから令和3年第5回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はありません。

会議録署名委員の指名

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、杉山委員にお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

教育長報告

○教育長（宍戸健悦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が4件、審議事項が3件、その他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
始めに、私から報告をいたします。
始めに、教育委員の任命について報告をいたします。
去る5月20日に開催されました令和3年石巻市議会第1回臨時会におきまして、境教育長の任期が今月23日に満了となりますことから、教育長に私を、また、遠藤委員が本日をもって任期が満了となりますことから、教育委員に梶谷美智子先生を任命する人事案件が提案され、いずれも全会一致で同意されましたことを御報告申し上げます。
昨日、齋藤市長から辞令をいただいております。
私の任期は令和6年5月23日までの3年間でございます。
本日をもって御退任されます遠藤委員におかれましては、平成29年5月26日から本日までの4年間、石巻市の教育行政に御協力を賜り、心より感謝申し上げます。特に、石巻市立小・中学校学区再編計画の策定や石巻中学校と門脇中学校の統合に当たりましては、御尽力を賜りましたことに厚く感謝を申し上げます。
本日をもって教育委員を退任されますが、退任されてもどうか引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。4年間本当にありがとうございました。
次に、今月の学校の状況について報告をいたします。
各学校は、5月の連休後の学校生活も順調に過ごしております。春に運動会を行うのが、

先々週の15日に小学校で4校、中学校で4校が開催し、22日には小学校で21校、中学校3校が開催予定でしたが、雨のため延期をしております。なお、コロナ感染症への対策を十分行い、来賓を少なくしたり、保護者の方々の人数制限を行い実施しております。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策について4月以降の御報告をいたします。別冊を御覧いただきます。

4月の新規感染者数は54人でありました。5月は24日現在20名となっております。4月28日に稲井小学校児童と桃生中学校生徒の感染が判明し、両校を臨時休業といたしました。その後は感染が拡大しませんでしたので、連休後に再開しております。

2ページを御覧ください。

5月10日に河南東中学校の教職員が感染し、3日間臨時休業としました。その後の検査でも拡大していないため、14日から再開しています。なお、この教職員は石巻市に居住していないので、感染者として石巻市分には表記されておられません。今月は、職場や家庭内での感染が多かったようでございます。

続きまして、13日に開催されました登米市議会臨時会で、20日付けで高橋富男教育長が退任し、後任に前登米市立佐沼中学校長でありました小野寺文晃先生が就任しております。

以上で報告を終わります。

御質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」との声あり)

令和3年度教育費に係る補正予算要求(6月補正)について

○教育長(宍戸健悦君) なければ、次に、令和3年度教育費に係る補正予算要求(6月補正)についての報告を教育総務課長からお願いします。

○教育総務課長(今野良司君) それでは、令和3年度教育費に係る補正予算の要求について御説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料を御覧願います。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第2回定例会に補正予算を提出するに当たり、予算要求した補正予算の内容について報告するものでございます。

始めに、歳出から御説明いたしますので、3ページを御覧願います。

なお、説明に当たり事業名の新型コロナウイルス対策の部分につきましては、省略して説明させていただきます。また、補正理由欄の新型コロナウイルス感染症対策の名称につきまして

も感染症と略して説明させていただきますので、あらかじめ御了承賜りたいと存じます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

始めに、番号1、学校安全総合支援事業費及び番号2、地域連携型学校防災体制等構築推進事業費では、県の事業採択を受けたことに伴い、事業に要する経費を要求しております。

次に、番号3、小学校管理費、4ページ、番号9、中学校管理費及び5ページ、番号17、高等学校管理費では、著作権法の改正により生じる著作権に係る賠償金の支払い経費を要求しております。

次に、3ページ、番号4、小学校保健費、4ページ、番号10、中学校保健費及び5ページ、番号18、高等学校保健費では、学校や家庭学習において効果的な学習を行うための教材費等を購入する経費を要求しております。

次に、3ページ、番号5、小学校施設維持整備事業費及び4ページ、番号11、中学校施設維持整備費では、昇降機修繕に要する経費を要求しております。

また、3ページ、番号5、小学校施設維持整備事業費では、東浜小学校の土地境界確定測量に要する経費、4ページ、番号11、中学校施設維持整備費では、河北中学校の屋内運動場改修に伴い、同校の生徒を河北総合センターへ輸送する経費も計上しております。

次に、3ページ、番号6、須江小学校屋内運動場改築事業費では、同校の屋内運動場改築工事に係る基本計画策定及び測量に要する経費を要求しております。

次に、番号7、前谷地小学校水泳プール改築事業費では、同校の水泳プール改築工事に係る実施設計及び地質調査に要する経費を要求しております。

次に、4ページ、番号8、開北小学校校舎改修事業費では、同校の校舎改修に向けた構造体劣化調査に要する経費を要求しております。

次に、番号12、石巻中学校改修事業費及び番号13、石巻中学校屋内運動場改修事業費では、同校校舎及び屋内運動場の改修に向けた実施設計に要する経費を要求しております。

次に、番号14、中学校施設老朽化対策事業費では、同校の屋外部分の改修工事に係る実施設計に要する経費を要求しております。

次に、5ページ、番号15、青葉中学校空気調和設備機器等機能復旧事業費では、同校の空気調和設備機器の暖房機能等回復工事に要する経費を要求しております。

次に、番号16、蛇田中学校校舎改修事業費では、同校の校舎改修に向けた構造体劣化調査に要する経費を要求しております。

次に、番号19、幼稚園保健費では、感染症対策として幼稚園に空気清浄機を設置する経費を

要求しております。

次に、番号20、芸術文化振興費では、中心市街地における文化芸術活動団体に対し、機能強化を図るための助成金交付に要する経費を要求しております。

次に、番号21、旧観慶丸商店管理運営費では、雨漏りの原因調査及び改修方法の検討に要する経費を要求しております。

次に、6 ページ、番号22、齋藤氏庭園整備事業費では、正門の修復工事、池の浚渫、上水道の整備に要する経費を要求しております。

次に、番号24、博物館運営費では、本年秋に博物館で開催予定の第1回目の企画展開催に要する経費を要求しております。

次に、番号25、河北総合センター管理費では、アリーナ及び文化交流ホールの舞台吊り物ワイヤーロープ交換に要する経費を要求しております。

次に、番号26、かなんパークゴルフ場運営費では、休憩室兼食堂のエアコン設置に要する経費を要求しております。

次に、番号27、野球場管理費では、桃生野球場のスコアボード新設及び水押球場の砂飛散対策に要する経費を要求しております。

次に、番号28、学校給食センター運営費では、2月13日の地震により被害を受けた河南学校給食センターの本復旧に要する経費、旧桃生学校給食センター解体工事設計業務、また、ボイラー更新、トイレ改修が必要な給食センターに係る設計業務の委託料及び学校給食センター整備基本計画策定支援に要する経費を要求しております。

次に、7 ページ、番号29、体育館管理費では、総合体育館の移動式バスケットゴール4台の新規購入に要する経費を要求しております。

次に、番号30、総合運動公園管理費では、陸上競技場基本構想及び基本計画の策定及び市民球場の人工芝改修工事に要する経費を要求しております。

次に、番号31、桃生勤労青少年ホーム災害復旧費では、3月20日の地震により被害を受けた施設出入口前階段及びフロアタイル剥離修繕に要する経費を要求しております。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、8 ページを御覧願います。

番号1、学校給食センター運営費では、学校給食センター基本計画策定支援業務の実施に当たり、2か年の事業計画を要するため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

番号1、石巻中学校改修事業及び番号2、石巻中学校屋内運動場改修事業について、事業実

施のスケジュール上、年度内に事業が完了しないため繰越明許費を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、1ページにお戻り願います。

番号1、学校保健特別対策事業費補助金から2ページ、番号15、地域連携型学校防災体制等構築推進事業費委託金につきましては、歳出に計上いたしました各種事業費に係る国県支出金等を要求するものであります。

次に、番号16、（仮称）市民文化ホール運営費寄附金では、複合文化施設の建設のために寄せられました寄附金を受け入れるものであります。

次に、番号17、（仮称）市民文化ホール建設基金繰入金では、同基金の元金については、複合文化施設の建設工事の完了に伴い、全額を令和2年度一般会計へ繰入れしたところですが、4月27日満期の定期預金及び途中解約による利子分について令和3年度収入となるため、一般会計へ繰入れするものでございます。

次に、番号18、毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金繰入金では、同基金の元金については、複合文化施設の建設工事の完了に伴い、全額を令和2年度一般会計へ繰入れしたところですが、4月27日満期の定期預金の利子分について一般会計へ繰入れするものでございます。

以上が今回の補正予算の概要となりますが、要求内容及び要求額は現時点のものであり、今後変更となる場合がございますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの報告に対して御質問等はございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金の廃止について

○教育長（宍戸健悦君） なければ、次に、石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金の廃止についての報告を生涯学習課長からお願いいたします。

○生涯学習課長（千葉正喜君） 石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金の廃止について御報告いたします。

表紙番号2の9ページを御覧願います。

石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金条例の廃止について、石巻市議会第2回定例会に提出することから報告するものであります。

②施策を必要とする背景及び目的となりますが、本基金は毛利コレクション等の収蔵展示施設建設及び石巻市民会館の後継施設建設の資金に充てるため、毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金は平成17年度、（仮称）石巻市民文化ホール建設基金は平成22年度にそれぞれ設置したものです。

目的といたしましては、令和2年度をもって後継施設となる複合文化施設の建設工事が完了し、目的が達成されたことから、両建設基金を廃止するものであります。

⑦の今後の予定になりますが、両基金の廃止条例について、令和3年6月の市議会第2回定例会に提案する予定としております。

以上で報告を終わります。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただいまの報告に対して、御質問等はありませんでしょうか。
（「ありません」との声あり）

石巻市牡鹿公民館の所在地等の変更について

○教育長（**宍戸健悦君**） なければ、次に、石巻市牡鹿公民館の所在地等の変更についての報告を牡鹿公民館長からお願いします。

○牡鹿公民館長（**鹿野忠一君**） それでは、石巻市牡鹿公民館の所在地等の変更につきまして御説明申し上げます。

資料の11ページを御覧願いたいと思います。

今回のこの案件につきましての背景につきましては、牡鹿公民館につきましては、東日本大震災の津波被害によりまして、壊滅的な被害を受けたことによりまして、牡鹿総合支所内で公民館活動を実施したところではありますが、公民館施設の新たな建設は行わないという方針になりましたので、既存公共施設の有効活用を検討したところ牡鹿保健福祉センターが最も公民館機能を有しているという施設でありましたことから、暫定的に事務所を移転し公民館活動を行ってきたところでございます。

今回の目的につきましては、牡鹿保健福祉センター内に牡鹿公民館を設置することによりまして、公民館活動や少子高齢化対策に向けました健康・異世代交流事業等を横断的に提供することで住民ニーズに応じた施設の効率的な運用が見込まれ、地域住民の活動の拠点として充実を図るものでございます。

根拠法令等につきましては、公民館条例、それから当条例施行規則、それから牡鹿保健福祉センター条例となっております。

提案に至るまでの経過になりますが、本年2月に牡鹿総合支所と教育委員会の協議が調いまして、被災公共施設の再建方針が最終的に決定したので、今回の議会提案となっております。

主な内容につきましては、牡鹿公民館の移転に伴い、石巻市公民館条例の一部を改正するものであります。

改正する内容は、所在地につきまして、鮎川浜湊川63番地から現在の牡鹿福祉保健センターの住所であります鮎川浜清崎山7番地に改正するものでございます。

使用料につきましては、牡鹿公民館の使用料を削除することになりまして、なお施設利用につきましては、牡鹿保健福祉センター条例によるものとなりますので、使用料は無料となっております。

続きまして、施設の概要になりますけれども、2番目を御覧願いたいと思います。

敷地面積、事業費、財源内訳を掲載しております。

それで、本日、市の庁議がございまして、この中で若干追記事項がございまして、その追記事項につきまして、口頭で補足説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

保健福祉センターにつきましては、電源立地の対策交付金の補助を受けて設置した施設であります。今回、公民館が事務所スペースに移りますので、事務所スペースは補助対象外でありまして、公民館事務所として使用することにつきましては、国への事務手続等は不要であるというのがまず1点目であります。

2点目につきましては、牡鹿の福祉センターの一部について、空き時間を利用して公民館活動事業を実施するという点につきましても、国への事務手続は不要になります。この2点が追加事項となっております。

影響、効果につきましては、牡鹿の福祉センターをはじめとする地域内の既存公共施設を活用して公民館事業を展開していくことによりまして、幅広い層の参加意欲を高め、施設の効率的な運用が図られ、地域の活性化に寄与することが期待されます。

市財政への負担ということで、事業費899万4,000円と載せておりますけれども、こちらは現行の管理費になりますので、新たに費用の発生はいたしませんので、御理解願いたいと思います。

今後の予定につきましては、市議会第2回定例会に公民館条例の一部改正について提案、施行の年月日につきましては、令和3年7月1日となります。

その他につきましては、現在牡鹿保健福祉センターと一緒に入居している施設を載せております。

公民館の所在地等の変更についての報告については、以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの報告に対して御質問等はありませんか。

（「ありません」との声あり）

日程追加について

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ここで委員の皆様にお諮りをいたします。

本日の議事日程に報告事項、専決処分の報告についての石巻市教育委員公印規程の一部を改正する訓令及び石巻市教育委員会教育長職務代理者の指名についてを追加して報告したい旨、事務局から申出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、議事日程に追加いたします。

報告第6号 専決処分の報告について

専決第11号 石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

○教育長（宍戸健悦君） それでは、報告第6号 専決処分の報告についての専決第11号 石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について教育総務課長から報告をお願いします。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、ただいま上程されました石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

今回の専決処分は、教育長が職務代理者を指名するに当たり、石巻市教育委員会公印規程に定める教育長職務代行委員を教育長職務代理者に変更する必要がありましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、5月24日専決処分を行いましたことから、同条第2項の規定により報告するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うこととされております。また、職務を行う委員が使用する公印につきましては、石巻市教育委員会公印規程で定められておりますが、この公印規程では、この職務を行う委員を教育長職務代行委員と規定しております。これは宮城県教育委員会に倣って定めたものであり、宮城県教育委員会では、その名称を

教育長職務代理者としているものの、公印規程では教育長職務代行委員としております。今般、教育長が職務代理者を指名するに当たり、公印規程を改正し、その名称を教育長職務代理者に統一したものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号3の1ページから2ページまで、あわせて表紙番号4、訓令新旧対照表の2ページから3ページまでを御覧願います。

別表では公印の種類、使用区分、名称及び保管責任者などを定めておりますが、2職印の教育長職務代行委員印を教育長職務代理者印に改め、教育長職務代理者名をもってする文書及びシステムから出力される教育長職務代理者名をもってする文書に使用することとしたものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和3年5月24日としたものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただいまの報告に対して御質問等はございませんか。
（「ありません」との声あり）

石巻市教育委員会教育長職務代理者の指名について

○教育長（宍戸健悦君） なければ、次に、石巻市教育委員会教育長職務代理者の指名について教育総務課長から報告をお願いします。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、石巻市教育委員会教育長の職務代理者の指名について御説明申し上げますので、表紙番号3の3ページを御覧願います。

教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定されており、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。

このことから、教育長が令和3年5月24日付けで阿部邦英委員を教育長職務代理者に指名いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの報告に対して御質問等はございませんでしょうか。
（「ありません」との声あり）

石巻市社会教育委員の委嘱について

○教育長（宍戸健悦君） なければ、次に、審議事項に入ります。

第18号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（千葉正喜君） ただいま上程されました第18号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について御説明申し上げますので、表紙番号1の1ページを御覧願います。

本案は、現在委嘱しております委員の任期が本年5月31日をもって満了になることから、社会教育法第15条第2項及び石巻市社会教育委員に関する条例第2条の規定により委嘱しようとするものです。任期につきましては、本年6月1日から令和5年5月31日までの2年間でございます。

次に、2ページを御覧願います。

選出に当たりましては、社会教育に関し地域の実情に明るく、専門的知見や助言を得られる方を選出しております。

委員構成は、地区選出7名、社会教育関係団体選出2名、学識経験者選出1名、校長会選出2名の計12名となっております。

新任委員につきましては、河北地区の及川智恵美氏、社会教育関係団体の今泉良正氏の2名です。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの説明に対して御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第18号議案 石巻市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第18号議案については、原案のとおり可決いたします。

石巻市文化財保護委員の委嘱について

○教育長（宍戸健悦君） 第19号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（千葉正喜君） ただいま上程されました第19号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について御説明申し上げますので、表紙番号1の3ページを御覧願います。

本案は、現在委嘱しております委員の任期が本年5月31日をもって満了になることから、石巻市文化財保護条例第6条の規定により委嘱しようとするものです。任期につきましては、本年6月1日から令和5年5月31日までの2年間でございます。

委員の氏名等につきまして、4ページの方を御覧いただきたいと思っております。

選出に当たりましては、文化財や地域の歴史に精通し、専門的知見や助言を得られる方を選出しております。

委員構成は地区選出6名、分野別選出4名の10名となっており、現在委嘱しております委員9名を再任し、ほか1名を新任で選出しようとするものであります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただいまの説明に対して御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） ないようでしたら、第19号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） 異議がありませんので、第19号議案については原案のとおり可決いたします。

石巻市スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長（**宍戸健悦君**） 第20号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

○体育振興課長（**阿部 洋君**） それでは、ただいま上程されました第20号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について御説明申し上げます。

表紙番号1、定例会議案の5ページを御覧願います。

今回の委嘱は、スポーツ基本法第32条第1項及び石巻市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により、候補者として新たに推薦を受けました1名の委員の委嘱について承認を求めらるものでございます。

委嘱する委員について御説明いたしますので、6ページを御覧願います。

新たに委嘱いたします委員につきましては、雄勝地区より推薦を受けました今野智裕氏でございます。

委嘱につきましては、本規則第3条において委員の定数は70人以内と定められており、現在は55名に委嘱をしておりますが、今野氏を含めると56名となり、このうち女性委員は14名で、全体で25%が女性委員の割合となります。

委員の任期につきましては、本規則第5条の規定により2年以内となっておりますことから、令和3年6月1日から令和5年3月31日までとしております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの説明に対して御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第20号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第20号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長（宍戸健悦君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の方からございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 新型コロナウイルス関係ですが、去年から小学校1年生が2年生に上がる時、中学1年生から2年生に上がる時の学習の遅れが出ていないかどうか分かりませんでしょうか。

なぜかと言いますと、小学校2年生の女子なのですが、男子もいるのですが、1年生のときの漢字、それから数字に対する面白さとかが学びの中で欠落してしまっている児童が少なからずいるのではないかということ不安があります。そういう子供たちの動きがちょっとあるので、全体的に小学校の先生方はその辺をどのように、遅れが本当はないのか、カリキュラムはそのまま進んでいると思うのです。学校の授業内容は進んでいると思うのですけれども、子供たちが本当に学んだかどうか、その時期のことをです、ちょっと不安がありました。

それで、その子供たちについて親が通級させた方がいいのだろうかという、その算数とか国語とか、遅れが目立つ学科だけでも通級して補った方がいいのだろうかとか心配なさっている保護者がいたので、気がかりでした。

それと、精神的に抑えられている、マスクをしなければならない、それから手洗いの徹底、それはもちろんなのですが、抑えられていて、その抑圧が実は少しずつ低学年、高学年には聞けていないですけれども、小学校2年生の子、眉をそってみたり、髪を切ってみたり、ささいなことなのです。非常にささいなことなのですが、1人だったらそんなに問題ないのですけれども、ときどき見られるので、お母さんたちが何やっているのということで心配しているということを知るので、ほかの学校でそういう子供たちが、弊害ですね、コロナから来るその抑えられている感情のはけ口が出ていないだろうかという心配がありました。

もし分かりましたら、校長会なり何なりの会議のときに全体に諮っていただき、そういう問題点が各学校で出ていないかどうか、調べてほしいなと思いました。

以上です。

○教育長（宍戸健悦君） 以上の新型コロナでの影響ということでの御意見でした。

学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、小学校1年生から2年生、それから中学校1年生から2年生の学習の遅れのことについての部分についてということでございますが、昨年度各小・中学校全てに授業時数が年度予定されてある標準時数に達していなかったという報告はございませんでした。

ただ、時数は確保できたものの、その学習に丁寧に子供たちに授業で教えることができているかというところ、また本当に学ぶことが定着しているかどうか、その部分については、各学校に照会をかけてみて、そしてその部分について委員会としても把握して、そこにつなげる課題があれば、そこに手を入れていきたいと考えております。

もう一点目につきまして、眉をそったり髪を切ったりする子供がいるということにつきましては、そういう報告は具体的には委員会の方に上がっていませんが、改めてそういう子供たちの行動の変化、気になる点、そのところを確認しまして、ただそれが新型コロナウイルスについて感染防止対策を、マスクをしたり、会話を控えたり、そういう部分についてのところから生じてくる精神的なものがあるのかどうか、そこについては検討しながら各学校での見取りをこちらの方でも押さえていきたいと思っております。

その際の結果、次回、私の方で報告したいと思っております。

○教育長（宍戸健悦君） では、新型コロナに対する学力の保障と心のケアということについては、次回報告をするということでよろしく願いいたします。

それでは、ほかに委員の方からございませんか。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) それでは、各課長方から何かございませんか。

では、全体でそのほかございませんか。

では、そのほかないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いします。

○事務局(阿部 潤君) それでは、次回6月の定例会につきましては、6月24日木曜日午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。よろしく願いいたします。

○教育長(宍戸健悦君) では、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 4時47分閉会

教 育 長 宍 戸 健 悦
署 名 委 員 杉 山 昌 行